

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正されました

「国籍法」と「戸籍法」の一部が改正され、昭和六十年一月一日から施行されます。

現在の国籍法は、「父系血統主義」の立場をとっています。これは、生まれたときに「父」が日本人（日本の国籍を持っている）であれば、その子も日本の国民になるというものです。

この「父系血統主義」では、例えば、父が外国人で母が日本人という国際結婚の夫婦か

ら生まれた子は、日本の国籍を取得できません。

改正法では、この「父系血統主義」から「父母両系主義」へと、その原則が改められました。

二重国籍を防止する 留保制度と選択制度

父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子が多くなります。そこで改正法では、二重国籍を防止する「留保制度」

と「選択制度」を設けました。

「留保制度」とは、外国で出生して二重国籍となった人は、日本の国籍を留保する届出をしなければ日本の国籍を失うという制度です。また、「選択制度」とは、二重国籍者は、原則として二十二歳になるまでに日本の国籍か外国の国籍のどちらかを選んでもらうという制度です。

帰化条件の改正

日本人と結婚した外国人の帰化条件は、その外国人が夫であるか妻であるかによって

異なっていました。改正法では、夫か妻かを問わず、三年以上国内に居住していること、または婚姻後三年を経過し、かつ、一年以上日本に居住していることが必要になりました。

届出による国籍の取得

父母両系主義は、昭和六十年一月一日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。けれども、国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行の日に二十歳未満

であるものについては、一定の条件の下で、施行後三年間に限り法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得できることにしています。

国際結婚をした 人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのはこれまでと同じですが、改正法は、その人が希望すれば、結婚の日から六か月以内に市町村長に届出をすることによって、外国人配偶者と同じ氏を名づけることができることになりました。

高額療養費制度の一部が変わりました

国保の被保険者が、同じ月内に同じ病院や診療所で、51,000円（低所得世帯は、3,900円）の限度額以上を支払った場合、その超えた額については、後で被保険者に払い戻すことになっていますが、この制度が10月1日から一部改正され、次のようになりました。

改正前 自己負担限度額51,000円
(低所得世帯は39,000円)



改正後はこうなりました。

例	自己負担限度額 51,000円 (低所得世帯は30,000円)	60,000円を病院等で支払った場合 60,000円-51,000円 = 9,000円 高額療養費9,000円が支給されます。
---	---------------------------------------	--

例	同じ世帯で負担限度額を超す支払いが12か月の間に4回以上あったときは、4回目からの負担限度額は30,000円 (低所得世帯は21,000円)	60,000円を病院等で支払った場合1回目から3回目までは、前記①の計算例によります。 4回目からは 60,000円-30,000円 =30,000円 高額療養費30,000円が支給されます。
---	---	--

例	同じ世帯で1か月の支払いが、30,000円（低所得世帯は21,000円）以上の人が2人以上いる場合は、合算して1世帯で51,000円（低所得世帯は30,000円）が負担限度額となります。	母親Aさん 30,000円を病院で支払った場合 子供Bさん 40,000円を病院で支払った場合 この場合、AさんとBさんの療養費が合算されます。 (30,000円+40,000円) -51,000円=19,000円 高額療養費19,000円が支給されます。
---	---	---

※低所得世帯…市民税の非課税世帯をいいます。